

文教警察企業常任委員会会議録

平成23年 1 月27日

場 所 第3委員会室

平成23年 1月27日（木曜日）

午前10時45分開会

会議に付託された議案等

○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査

○その他報告事項

・平成23年宮崎県警察運営方針及び運営重点について

出席委員（7人）

委員 長	満 行 潤 一
副委員 長	黒 木 正 一
委員	萩 原 耕 三
委員	中 野 一 則
委員	宮 原 義 久
委員	松 田 勝 則
委員	長 友 安 弘

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長	鶴 見 雅 男
警務部長	根 本 純 史
警務部参事官兼 首席監察官	長 友 重 徳
生活安全部長	横 山 登
刑事部長	柄 本 重 敏
交通部長	椎 葉 今朝邦
警備部長	中 原 雅 男
警務部参事官兼 会計課長	日 高 昭 二
警務部参事官兼 警務課長	深 田 周 作

生活安全部参事官兼
生活安全企画課長

大 町 正 行

生活安全部参事官兼
地域課長

中 園 雅 夫

刑事部参事官兼
生活安全部参事官

田 中 誠 一

総務課長

黒 木 典 明

少年課長

大 野 俊 朗

交通規制課長

杉 田 定 光

運転免許課長

仁田脇 貞 治

事務局職員出席者

政策調査課主幹

坂 元 修 一

議事課主幹

阿 萬 慎 治

○満行委員長 ただいまから、文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時46分再開

○満行委員長 委員会を再開いたします。

本委員会への報告事項について説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○鶴見警察本部長 おはようございます。本日もどうかよろしくお願ひ申し上げます。

さきの臨時議会におきましては、補正予算関係議案の御審議、可決をいただきまして、あり

がとうございました。あとは、実効ある適正な予算執行にするために努めてまいり所存でございます。

現在の鳥インフルエンザへの県警の対応状況でございますが、警察本部に私を長といたします宮崎県警察高病原性鳥インフルエンザ対策本部を設置いたしまして、関係警察署にもそれぞれ対策本部、対策室を設置いたしまして、消毒ポイント並びに発生現場周辺における交通誘導、警戒活動等、所要の警察活動を展開しているところでございます。今後とも、県、関係部局並びに関係機関、また地元自治体と連携いたしまして、万全の対応をとる所存でございます。

本日は、お手元に配付しております「平成23年宮崎県警察運営方針及び運営重点」について御説明をさせていただきたいと思っておりますが、内容につきましては、後ほど警務部長から説明をさせます。

なお、ことしは、春の県警の定期異動が時期的に若干早くなることになってございまして、この執行部体制での常任委員会は本日が最後になるかと思っております。2月議会からは、また新しい執行部体制で常任委員会へ対応させていただくことになるとかと思っております。また新体制になりましても、御指導、御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○根本警務部長 それでは、「平成23年宮崎県警察運営方針及び運営重点」について御説明をさせていただきたいと思っております。

お配りいたしております資料でございますとおり、本年の運営方針でございますけれども、昨年を引き続きまして「県民の期待と信頼にこたえる力強い警察」とするとともに、サブタイトル（副題）としまして「安全で安心な宮崎を

めざして」としているところでございます。

これは、事件・事故等がますます複雑・多様化する昨今の治安情勢を踏まえまして、郷土「宮崎」が安全で安心して暮らせることを願う県民の期待と信頼にこたえるために、宮崎県警の総合力を結集した力強い警察活動を本年も引き続き展開しようというものでございます。

この方針のもとでの具体的な取り組みとしまして、6つ運営重点として掲げております。1つが「街頭犯罪等の抑止・検挙と犯罪の起きにくい社会づくりの推進」、2つ目が「交通事故の抑止と交通秩序の確立」、3つ目が「重要犯罪の徹底検挙と組織犯罪の封圧」、4つ目が「少年の非行防止と保護総合対策の推進」、それから「テロの未然防止と災害等重大事案対策の推進」「被害者支援の推進」という形で、6項目を運営重点に掲げたところでございます。

それでは、それぞれの運営重点について順番に御説明をさせていただきます。

まず、1つ目の「街頭犯罪等の抑止・検挙と犯罪の起きにくい社会づくりの推進」でございますけれども、昨年までこの項目につきましては、「街頭犯罪等の抑止・検挙と地域安全活動の推進」という形にしておりましたけれども、本年はさらに地域安全活動の活性化を図って、真に犯罪の起きにくい社会づくりを推進するという意味合いから、表現を変えまして「街頭犯罪等の抑止・検挙と犯罪の起きにくい社会づくりの推進」というように変更しております。昨年との変更点は、この1つ目のみでございます。

まず、街頭犯罪等の抑止対策につきましては、県民が身近に不安を感じる車上ねらいやひったくり等の街頭犯罪を初めとしまして、空き巣等の侵入犯罪、あるいは子供や女性が被害となる性犯罪の前兆と見られる声かけ事案等の対策を

強化することとしております。

また、依然として後を絶たない振り込め詐欺につきましても、その撲滅に向けて、しっかりとした対策を確実に推進して、治安の向上を図ることが重要であると考えているところでございます。

そこで、本年も引き続き街頭犯罪等の抑止対策としましては、犯罪の多発する時間帯あるいは場所における制服警察官による警戒活動の強化や、発生した際の迅速・的確な初動捜査による徹底検挙など、抑止と検挙の両面にわたって諸対策を強力に推進するとともに、振り込め詐欺対策につきましても、金融機関、各種関係機関・団体との連携強化を図りながら、その撲滅に向けた諸対策を推進していくこととしております。

他方、犯罪の起きにくい社会づくりの推進でございませけれども、地域住民による安全で安心な地域づくりに向けた防犯ボランティア活動の活性化を図ることとしております。

さらに、業種や世代を越えて広く県民が参加する防犯ネットワークを整備し、身近な犯罪や地域安全に関する情報をタイムリーに県民の方々に提供するなどしまして、積極的な広報啓発活動を推進していくこととしているところでございます。

続きまして、2番目の「交通事故の抑止と交通秩序の確立」でございませ。

昨年の県内の交通事故であります、発生件数が1万1,000件ちょうどであります。死者数につきましては51人、負傷者の数は1万3,145人となりまして、死者数につきましては、前年比マイナス22人、減少率30.1%でございまして、この減少率につきましては、全国ベスト1になったところでございませ。

しかしながら、死亡事故の発生原因を見ますと、わき見運転などのいわゆる緊張感を欠いた「てげてげ運転」によるものが多いほか、全死者数に占める高齢死者の割合が依然として高い水準で推移しておりますことから、ドライバーの緊張感の醸成でありますとか、高齢者の死者を減少させるなどの事故抑止対策をさらに強力に推進することが重要であると考えております。

また、飲酒運転でございませけれども、罰則が強化された以降も、悲惨な飲酒運転による事故が後を絶たないという現状にあります。飲酒運転の根絶に向けた指導取り締まりとともに、事故に直結する悪質かつ危険性また迷惑性の高い違反取り締まりを強化することによりまして、交通秩序を確立する必要があると考えているところでございませ。

こうした情勢の中で、現在、県民運動としまして「てげてげ運転追放運動」を展開中ではございませけれども、警察といたしましては、引き続き、高齢者の事故防止と飲酒運転根絶対策等を積極的に推進しまして、交通事故の抑止を図っていきたいと考えているところでございませ。

続きまして、3番目でございませが、「重要犯罪の徹底検挙と組織犯罪の封圧」でございませ。

まず、重要犯罪でございませけれども、昨年ではございませが、乳児を含む親子3人が殺害されるという本県犯罪史上まれに見る残忍な凶悪事件が発生しました。こうした事件を初めとしまして、持凶器強盗事件、現住建造物等放火事件など、社会の耳目を引く事件が発生しましたけれども、迅速的確な初動捜査と徹底した基礎捜査によりまして、そのほとんどを早期に検挙できたところでございませ。本年も引き続き、県民に不安を与え、その安全を脅かす殺人ある

いは強盗などの重要犯罪の徹底検挙を図っていくこととしております。

一方、組織犯罪対策でございますけれども、暴力団の中核幹部を検挙するなど、暴力団組織の壊滅に向けた取り締まりを初めとしまして、覚せい剤及び大麻事件の検挙など、薬物事犯に対する取り締まりも強力に推進したところでございます。

そこで、本年につきましても、暴力団を初めとする犯罪組織に対する取り締まりとしまして、構成員等の徹底検挙と資金源封圧のための諸対策の推進並びに県民生活を脅かす銃器あるいは薬物事犯の徹底検挙を推進してまいりたいと考えているところでございます。

また、2月議会でございますけれども、宮崎県暴力団排除条例の議案上程を予定しております。この条例案におきましては、県、市町村はもとより県民と相互に連携・協力して、暴力団排除を推進していくこととしております。

したがいまして、宮崎県暴力追放センターなど関係機関・団体と連携した広報啓発活動によりまして、県民の意識高揚を図って、暴力団排除に向けた安全な社会づくりを推進していくこととしております。

続きまして、4番目は「少年の非行防止と保護総合対策の推進」でございます。

少年の非行を防止し、次世代を担う青少年の健全育成を図ることは、極めて重要な課題でございます。昨年でございますが、非行防止教室の開催でありますとか、関係機関・団体との連携による街頭補導活動などに取り組んだところでございます。

昨年の少年の非行情勢でございますけれども、これまで減少してきました刑法犯少年の検挙人員が5年ぶりに増加傾向を示すなど、極めて厳

しい情勢にあると認識しているところでございます。

そこで、本年でございますけれども、過去に取り扱った非行少年の立ち直り支援活動を実施するなどしまして、少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動や少年を見守る社会機運の醸成といった非行少年を生まない社会づくりを積極的に推進することとしております。

また、近年、インターネットに起因します児童の犯罪被害が増加しているところでございますけれども、これを防止するために、児童が使用する携帯電話に係るフィルタリング100%普及を目指した取り組みとしまして、携帯電話の販売店に対する要請でありますとか児童や保護者に対する啓発活動についても強力に推進することとしております。

また、児童が被害者となります児童ポルノ事件などにつきましても、積極的な検挙に努めて、被害児童に対しましては、的確な保護・支援活動を実施してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、5番目は「テロの未然防止と災害等重大事案対策の推進」であります。

依然として世界各地で大規模無差別テロが発発しておりますが、その中で日本もその標的として名指しされていることもありまして、極めて厳しいテロ情勢が続いているところでございます。

本県警察としまして、全国警察と連携して総力を挙げてテロリストの入国を阻止するために、テロの関連情報の収集、あわせて公共交通機関等に対する警戒警備を強化するとともに、関係機関・団体と緊密な連携を図って、テロの未然防止を図ることとしております。

また、本県は、台風、竜巻、地震などの自然

災害の発生が危惧されます。こうした災害等重大事案の発生時において、迅速かつ的確に対処できるように、平素から各種事案発生を想定した実践的な訓練を行うなどしまして、諸対策を推進することとしております。

最後は、「被害者支援の推進」であります。

警察は被害者にとって最も密接にかかわる機関でございまして、被害の回復や軽減につきまして、県民から大きな期待を寄せられる立場にありますことから、被害者の視点に立ったきめ細かな被害者支援を確実にやっていくことが重要であると考えております。

本年も引き続き、知事部局、市町村、みやざき被害者支援センターなど関係機関・団体と緊密な連携によりまして、総合的な被害者支援活動に努めるとともに、社会全体で被害者を思いやり、支える機運を醸成するための積極的な広報啓発活動を推進することとしております。

以上、本年の運営方針及び運営重点について御説明を申し上げます。本年も引き続き、県民の負託にこたえるべく、力強い警察の構築を図って、各種警察活動を積極的に展開することといたしておりますので、今後とも、どうぞ御理解、御支援のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○満行委員長 執行部の説明が終了いたしました。報告事項について質疑はございませんでしょうか。

○中野委員 運営事項の中の5番目にテロ未然防止という説明がありました。宮崎県が想定されるテロというのは、いかななものがあるのか。先日はロシアで空港自爆テロがありました。ああいうことは起こらないとは思いますが、想定されるテロというのはどういうものがあるのかをお聞かせください。

○中原警備部長 宮崎県ではというふうに限定了テロは想定しにくいんですけども、委員の先生方御承知のとおり、やっぱり爆弾テロとか、それから現在インターネットが非常に発達しておりまして、サイバー空間を使ったサイバーテロ等が考えられるところであります。

○中野委員 ぜひそういうことが発生しないように、未然防止をよろしく願いしておきたいと思えます。

次に、災害等重大事案対策の推進ということで、台風、竜巻、地震ということでは言われましたが、昨日は新燃が爆発しました。えびのからも本当に寒気か何か恐怖感を覚えるような噴煙で、たまたま鹿児島県出身者が私の隣におったんですが、「桜島もあんな爆発はせん」と言うぐらいの噴火でありました。ただ、気象庁等の取り上げ方がレベル3ということで、余り大したことではないような話でしたが、その噴火等はこれには入らないわけですか。

○中原警備部長 当然この突発的な災害という範疇でございます。したがって、昨日の17時をもちまして、警察本部に警備二課長以下の警備対策室、それから関係警察署、小林警察署、えびの警察署、都城警察署に、それぞれ警察署の警備連絡室を設置したところであります。やっております活動といたしましては、レベル3ということで、入山の規制ということで、火口から2キロでの規制が張られておりますので、立入禁止のためのパトロールの強化等を現在行っておりますところでございます。以上でございます。

○松田委員 重点項目2番目、交通事故の抑止のところ、死亡者数減少率が全国のベスト1と、大変うれしい報告をいただいたんですが、どのような御努力があつてこのような結果が出たのかお教えいただけますか。

○**椎葉交通部長** 前年が73でして、去年が51ということで、死者数は非常に大幅に減少したんですけれども、この51人になった結果について、どの対策をしたからこうなったという確たるものはございません。いわゆる延々と交通安全対策はやってきているわけでありまして、その中で、一昨年あたりから「てげてげ運転追放運動」というのが新たに加わって対策をやってきていますけれども、この対策をやったからこれだけの死者が減少しましたよということは確定的に申し上げる確たる根拠はないというのが実情であります。

○**松田委員** 参考までにお教えてください。自殺で亡くなった方のカウントは、自殺を企図されて24時間以内と聞いておりますが、交通事故で死亡者というのは、交通事故に遭遇されてどれぐらいの期間までとかいう縛りがあるんでしょうか。

○**椎葉交通部長** 統計上の交通死者というのは、事故発生から24時間以内に死亡した者を交通死者というふうに統計上としております。ただ、別途、表に出てきませんけれども、一応私ども30日死者というのを持っています、それは1カ月以内に亡くなった者は30日死者という形で別途統計がございます。昨年は私の記憶では8人ぐらいだったように記憶していますが、でも、一般的に私どもは、24時間死者で統計はすべて動いております。

○**長友委員** 1番に当たるんじゃないかと思いますが、オレオレ詐欺というのは相変わらずまだ残っているわけでしょうけど、最近、一番私どもが信用を置いている警察あるいは弁護士等を名乗って成り済ましてくる事象がふえてきたということがありまして、県民へのそのあたりの啓発というか、警察とか弁護士とか、あるいは

は公務員もそうでしょうけれども、カードの提示とかそういうのを求めることは絶対ないというような、そういう認識をしっかりとさせていかないとかんじらないかと思えますけれども、そのあたりの啓発活動とか何とかはどの程度になっているんだろうか、ちょっとお尋ねしたいんです。

○**柄本刑事部長** 振り込め詐欺の特にオレオレ詐欺について御説明をいたします。最近、警察官とか弁護士を名乗ったりという事案というのは、昨年は本県では3件なんですけれども、全国的にはやはりふえている状況にあります。架空請求詐欺とかそういうほかの融資保証詐欺というのは減少の中で、オレオレ詐欺がふえているというのは、やはりそういう芝居があった部分に非常にだまされやすいというか、そういう傾向にあるということで、宮崎で発生とか、そういう不審な電話があったりというときは、全国の警察が連絡をとって連携して、すぐ広報する形をとっております。被害が出て、そして被害回復のための手配は即やりますけれども、そういう不審な電話があったことを認知した段階で、本県におきましても防犯・防災メールというのがありますが、それを通じて流す、それから、マスコミを通じて、こういうのが来ておりますから気をつけてくださいという広報活動をやっております。しかし、残念ながら、やはりどうしてもそういうふうに被害に遭う方もおられますので、引き続き、これは息の長い広報をやっていくを得ないというふうに考えています。絶対警察とかがカードを持ってきてほしいとか暗証番号を聞くとか、そういうことはあり得ないわけで、ただ、どうしても電話口でだまされてしまうという傾向がありますので、警察としても、また今後ともしっかりと関係機関・

団体と連携をしながら、広報活動をしっかり進めて、被害の絶滅に向けて対応してまいりたいというふうに考えております。以上であります。

○長友委員 今のお話にありましたとおり、なかなか大変な作業でしょうけれども、そういう警察官等が提示を求めたりすることは絶対ないんだというようなことをまた折に触れ宣伝していただくとありがたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○満行委員長 そのほかございませんか。

その他で何かありませんでしょうか。

○中野委員 きのうの噴火のことでちょっとお尋ねしますが、このレベル3、先ほども説明がありました、火口の2キロ以内は入山禁止ですよ。きのうのあの噴煙を見て、風下のほうは、恐らく高千穂峰とか、あのあたりもかなりの噴煙があつて、視界のきかないところだったと思うんですよ。鉄道も吉都線やその他が運休、それから高速道路、その他の県道も通行止めになるのに、火口2キロ以内入山禁止というその考え方、実際は風向きが今度は南からの風になれば、韓国岳だって登山ができないと思うんですよ。あるいは、今の風下になっている高千穂河原等もできないと思うんですが、実際の登山の禁止は、どこ辺まで規制になるんですか。

○中原警備部長 レベル1からレベル5まであるんですけど、これはあくまで気象庁が決めておる基準でございます、それに基づいて、気象庁のほうからレベルが示されるわけでありませう。委員御指摘のとおり、きのうはレベル3まで上がったということございまして、火口から2キロは入山禁止と、基本的にはそういうふうにレベル3では書いてあります。したがって、火口から2キロ以内に人を入れないよう

にということについては、当然警察も人命の保護ということで活動するわけですが、基本的には、市町村が案内板なりバリケードなり張って入山させないという措置をとるんだらうと思っております。

○中野委員 どうもその辺が現実と合わないような気がするんですよ。先ほど、都城・小林・えびの署に指示されて対策を打たれたような話でしたが、韓国岳の頂上はえびの警察署の管轄ですよ、えびの市内ですから。しかし、頂上からすぐ南におりたら鹿児島県、そして登山口は大方えびの市、えびの高原ですから、えびの警察署、宮崎県側、それから高千穂峰の頂上は、これは高原町だから小林署の管轄、宮崎県、ところが、大方の人の日常の登山口は高千穂河原だから鹿児島県ですよ。その辺は、きのうはどういう連携をとられて鹿児島県と宮崎県がされたのか。今後、爆発がどんなふうに進むかわかりませんが、今後の対応はどうなるのか。そしてまた、きのうは実際、高千穂峰にどのくらい登山しておつて、危険だからおきなさいとか、そういう指示があつたのかどうか、そこまで至らなかったのかどうかを含めてお尋ねしたいと思います。

○中原警備部長 まず、各警察署間の連携、それから隣県の鹿児島県との連携ということでございますけれども、これにつきましては、本県内の警察署につきましては、警察本部のほうから指示をしておるところでございますし、鹿児島県とは、県ですね、宮崎県と鹿児島県が連携するであろうし、それから小林市と霧島市とか、そういう市町村レベルでは市町村レベルで、新燃岳を囲んでの行政は連携をとるんだらうと思っております。それと、その市町村を管轄する警察署は、当然その市町村と連携をとりますの

で、鹿児島県の警察署との連携も今後とっていかざるを得ないといえますか、いくべきだと思っております。昨日、高千穂峰にどのくらい登山者があって、どのくらい避難勧告といえますか、下山を促したかということについては、承知しておりません。それと、鹿児島県の警備部の警備第二課、うちの警備二課と連携をとっております。

○中野委員 それと、えびの高原に派出所がありますが、常駐型ではないですよ。こういうときには何かそういう体制をとられるんでしょうか。

○中原警備部長 現在、えびの警察署のほうで、えびの駐在所の施設には上がって連絡体制をとっておるといふふうに承知しております。

○松田委員 大変御苦労さまです。鳥インフルエンザ関係で2点、新燃岳で3点お伺いしたいと思います。

21日に発生をいたしまして、22日の朝3時、私たち県議員は県庁からのファクスをいただいております。当日の午後1時半から延岡の家畜保健衛生所で関係者の会議がありました。私、その後すぐ延岡署に行きましたら、署員の方々が休日を返上して自主的に登庁して防疫服等の用意をしていらっしゃったんですが、そこで、今こういう会議があったよと言ったら知らなかったと。自分たちはそんな会議があったことも知らないし、また県からの連絡ファクス等も受け取ってない、ただ、鳥インフルエンザが発生したという情報のみで自主的に動いていらっしゃったんですが、県庁で対策本部が立ち上がったのはその後なんだろうけれども、県警と県庁の連絡体制はどうであったのか。例えば、すぐに各所管の県内各地の家畜保健衛生所等々で会議があったんですが、それに警察の出席要請

はどれくらいあったものなのか。その連絡体制の一端として、そこの分からお伺いいたします。

○中原警備部長 まず、各警察署に対する指示・連絡でございますけれども、これは第1例が発生した時点で、各警察署の担当課には連絡・指示をしております。特に発生地であった宮崎北警察署を中心に連絡をしております。

それから、2点目の保健所あたりから会議への出席要請という話ですが、高鍋警察署で新富町の役場から要請がありまして、3回会議に出席をしております。それから、えびの警察署からえびの市役所の要請に基づいて会議に1回出席をしておると。それから、当然知事部局の県の対策本部、これにつきましても、すべて警察本部長が出席をしております。以上でございます。

○松田委員 そういった形で移動制限区域発生中心地では当然のように皆さん方が参加しているんですが、県内全域で警察官の方々が一斉に動いているのに、そこに要請がなかったというのは、警察からも何らかもって連絡体制を密にするようにと要望してしかるべきだと思うのです。また、延岡でも自主的な消毒ポイントを設ける、これは警察の皆さん方のお手は煩わさないことなんだろうけれども、さまざまなことで、やはり一番最終的には警察の方々が4年前の鳥インフルのときも尽力をされたと聞いております。例えば、こういうことがありますよね。カラスが死んでいた、何が死んでいたといったときに、保健所に連絡をしても手が足らんからとたらい回しにされて、結局は警察官がその確認に行ったということも聞いておりますが、そういったタグの組み方がまだまだ甘いんじゃないかならうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○中原警備部長 委員の御指摘の趣旨はよく理解しているつもりでございます。当然日ごろからそういう機関との連携は密に持つべきであって、良好な関係を維持しておるわけですが、この事鳥フルに関しましては、積極的にうちのほうから会議を持とうじゃないとか、会議を集めてくれということじゃ組織的になっておりませんで、当然要請があれば入りますし、入らなければいけない、最初から組み込まれている会議につきましては、当然出席をします。そういう枠組みになっておりまして、第一優先的には警察がやるべき任務といいますか業務を優先して、警察は独自で自主ポイント、消毒ポイントの誘導警戒等に当たったというのが実態であるというふうに認識しております。

○松田委員 ありがとうございます。

2点目まいります。資材に関して伺います。口蹄疫のときにつくった防護服というんでしょうか、それから、さまざまな資材がそれぞれの警察署で保管してあると思うのですが、それは今回の鳥フルと兼用ができるんでしょうか。それともまた、鳥は鳥で新たなものを用意しなくてはいけないものなのか、その備品の部分をお伺いいたします。

○中原警備部長 まず最初の御質問ですが、白い防疫服の使用といいますか、その効能ですけれども、基本的には口蹄疫のときに使ったものと、今度鳥フルのやつとは一緒でございますで、ウイルスとか血液を通さないという性質のものになっております。それとまた、どういう資材を持っているかという話ですけれども、現在、消毒ポイントで勤務している警察官は感染症防疫対策キットというのがありまして、これは鳥フルの発生に備えて、県警で約4,000セットを備蓄しておったんですけれども、これを現在使っ

ております。その中身は、防疫服とそれからゴーグル、それからマスク、ゴム手袋などが一つのキットになっておりまして、これを使って今勤務しております。以上でございます。

○松田委員 4,000着の備えがあるということで、新規購入はなしに、今の現状でしたら、これを使うということですね。わかりました。ありがとうございます。

次、新燃岳のほうにまいります。今、中野委員のほうから御指摘がありましたが、現在の警備状況、特に県ではこれは対策本部でも立ち上がったものなのかどうか、お教えいただけますか。

○中原警備部長 聞いているところによりますと、知事部局は警戒本部を立ち上げておると。本県警察にあつては、警備2課内に警備課長を長とする警備対策室を設置しているところであります。

○松田委員 済みません、教えてください。対策本部と警戒本部はどのように違うものなんでしょう。

○中原警備部長 知事部局のほうにつきましては、詳しい中身は承知しておりません。

○松田委員 私ども、きのう小林の市民病院に夕方視察に行った途中に降灰に遭いまして、高速道路がシャットアウトされる寸前まで高速道路を走ったんですけれども、きのう灰がずっと降っておりました。ざあっと車が音を立てて、ワイパーを動かしても車に傷が入るので、ワイパーを使わないという状況だったんですが、あれは火山れきが飛んできたら大変なことだったなど、ぞっとしているところです。けさ方、2時から3時でしたか、宮崎でもかなり大きな揺れとか風を感じたということで、110番が集中したと聞いておりますが、どれぐらい110番、市民

から通報があつて、またそれに何人で対応できたのか、対応し切れたものなのかどうなのかをお教えてください。

○横山生活安全部長 昨夜のそれに関する110番の入電状況ですが、300件余り関連する110番がございました。これは噴火を御存じの方からの110番もございましたし、振動があつて、ひょっとしたら泥棒じゃないかということでの通報があつたりということで、それぞれ通信指令室が初動対応ということで、各警察署、交番等を指揮して対応に当たらせてということでございます。以上です。

○松田委員 300件というと大変な数なんですが、回線が幾つで、そのとき対応した職員が何人であったのか、突発的にこういう災害が起こった場合に、県警は電話対応ができ得るものなのかどうなのか、お教えいただけますか。

○横山生活安全部長 110番の回線と対応でありますけれども、8回線、110番の受理回線がありまして、同時に8件の110番対応はできるということでもありますし、当直体制で対応することとしております。若干のずれがありましても、しっかり対応できるような体制にしております。各警察署においても、110番以外で一般加入電話で受理したりすることもありまして、対応に不備を来したという状況はございません。ちなみに、平成18年9月に延岡で竜巻災害がありましたけれども、これは45分間に約40件ありまして、これもその対応にそごを来したという状況はないと聞いております。以上であります。

○松田委員 もう1点、8回線と伺いましたが、人数8回線に対して8人が当直でいらっしやつたのか、何人でその8回線の電話に対応したのか。

○横山生活安全部長 1当務が司令官以下5名

今おります。ですから、8回線あつても、8回線を同時に受けられるという状況ではありませんけれども、自席で切りかえながら対応できるという状況でありまして、その待ち時間が若干あつたとしても、例えば、殺人とかそういうものではありませんので、的確に対応できたということでもあります。

○松田委員 最後に1点です。市民の方々から噴火だということを知らずに電話をされた方が多いように聞いているんですが、例えば、レベル3という告知が大変低かつたんじゃないかという御指摘もあつたんですが、みんな市民が何かあつたときにテレビをつけて、NHKとかのテロップを見るんですね。何も流れんかつた。だからこれは天災じゃなくて、そういったガス爆発か泥棒かというふうに思われた方が多いと聞いたんですが、ああいうとき、例えばNHKなり民放各社に、こういったものがあつたとテロップを流せというような、そういう県民に対する天災、緊急時の告知というシステムはどういうふうになっているんでしょうか。

○横山生活安全部長 自然災害でありますので、警察が一次的に対応、要するに県民の皆さんからの問い合わせとか初動的な対応については警察が対応いたしますけれども、その告知というか周知という意味で警察が動くということはないというふうに考えております。

○松田委員 じゃ、もう一回。天災であつたから、今回警察のほうからそういったマスコミへの周知はないということで、例えば、大きな事件が夜中とか発生、そういうときに、警察からガス爆発とかさっき言ったテロとかで多くの方々に少なからず人材の影響を与える状況が発生したときには、何らかの形というか、マスコミに連絡をして、そういうことが起こつたとい

うことを県民に周知させるような連絡体制というのはとれているものなんですか。

○横山生活安全部長 もちろん警察の活動として、避難等の措置という活動についてもやりますけれども、一次的にはやっぱり自治体、行政機関がその任務を担っているわけでありまして、その先生が御指摘の重大な事件、犯罪、そういう場合には、当然警察として、その所轄警察署あるいは県警本部で広報とか直接呼びかけるとか、パトカーを回すとか、そういうことは当然やることとしております。

○松田委員 そこで、県民が一番真っ先に情報を得るのは、どうしてもテレビですので、マスコミへの連絡体制が直に警察からできるのかということをお教えいただきたいのですが、どうなんですか。

○横山生活安全部長 ですから、今のは自然災害ということですか。

○松田委員 自然災害は管轄が違うということで理解をしたんですが、皆さん方の管轄の中の事件等々ですぐに県民に告知をしなくちゃいけないという状況が発生したときに、テレビ局にばんと連絡が行けるようなシステムがあるのか。

○横山生活安全部長 広報の責任者を持っておりますので、これはその必要性があるときには、当然そういうお知らせということもあり得ると思います。あるいは、先ほどちょっと刑事部長のほうからありましたけど、緊急のファクスネットワークとか、あるいはメールとか、防災防犯メールというのを持っておりますので、直ちに告知というか周知をする手段もございます。以上であります。

○長友委員 口蹄疫の場合には対策本部ができて、警察本部長もそのメンバーとして出られたと思うのですが、今回の新燃の爆発

に関しては、そのレベルの会合というのはまだあってないわけでしょうか。

○鶴見警察本部長 まだその段階のレベルには至っておりません。ただ、先ほども警備部長が申しあげましたように、警察本部内、また管轄署にそれぞれ対策室、また知事部局なら知事部局で対策本部を持っておりますので、これはいろんなレベルでの連携はとれるようになっておりますので、その段階になれば即刻そういった連絡体制、それから一緒に作業をしていくというようなことになろうかと思っております。

○長友委員 レベルについては、気象庁あたりが一応把握をして、そこから自治体等を通して来るんだと思いますけれども、溶岩流とか何かになってくれば、多少起伏があるものですから、時間もあって体制がとれると思うけど、やっぱり火砕流がガスでしょうから、これになりますと、どういう方向、風向き等もあるでしょうけど、その地形の起伏を越えて流れる可能性がありますので、非常にこれは大変なことになろうかと思うんですね。普賢岳での火砕流、これは大変なことでありましたけれども、したがって、そのほかに降灰とか小さい石等が降ったわけですけど、交通状況等に関しても、やっぱりいろんな支障が出てくるんじゃないかと思っておりますので、レベルがレベルだっただけに、そこまで警察本部長まで交えた会議等には至らなかったと思っておりますけれども、今のテロップの問題もひっくるめて、これはまた知事部局のほうにも要望していきますけれども、できるだけやっぱり県民に情報が伝わるようなことを警察本部のほうからもまた機会を設けて、知事部局のほうにも伝えていただくとありがたいと思います。きのう、建物構造によるかもしれないけれども、我が家あたりは木造の昔の家でしたから、

非常に風でも障子とか戸が揺れるんですけれども、風がないのにそういう音がずっとして、だれか人がやっぱりいるような気配がするので、泥棒が中に入ってきたのかという感じもするわけですね。それと同時に、火山性微動という言葉を私どもは聞きましたので、これは例の新燃岳の影響でこれはずっと起こっているんだと、時折またドーンというようなそういう衝撃もありましたので、かなりそれが来るということは活発にやっているなという状況はわかったんですけども、恐らくそういう情報に接せられなかった方は、さまざま心配があって、110番通報を行ったんじゃないかなという気がいたしております。だから、やっぱりこういうことが起こったときには、県民が広く情報がわかるような、そういうものが欲しいなというのを感じたところでありました。これは要望としてお願いしておきたいと思います。

○宮原委員 新燃岳のことについてですが、先ほどレベル5までであるということでしたけれども、レベル5じゃないのかなとこっちは思うのですが、レベル4とレベル5というのは、一体どんなものなんですかね。わかりますかね。

○中原警備部長 噴火警戒レベルということまでございまして、このレベル1からレベル5までですが、簡単に説明させていただきますと、レベル1というのは、火山の状態が静穏であると、いわゆる普通であるという話ですね。レベル2になると、火口周辺に影響を及ぼすということで、火口周辺に規制をするということで、端的に言うと、頂上付近まで行かなければいいという話だろうと思います。それから、現在出ておりますレベル3は、先ほど来言っておりますように、火口から2キロが規制の範囲と、立入禁止というような状態でもございまして、レベル4

になりますと、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される場合ということでございまして、これはあくまでも専門家が判断するんだろーと思っておりますが、我々にとって必要になってくるのは、その避難の準備だとか避難勧告だとか、そういう準備をしていくのがレベル4ということでございまして、レベル5は、居住地域に重大な被害を及ぼすということが切迫しておる状況にあるということで、直ちに避難をします。危険な居住地からの避難とか必要な措置をとるのがレベル5というふうなふうに区分けされております。以上でございます。

○宮原委員 そこで、きのう、夜中の2時半ごろ、家から火柱が上がるのが見えるわけです。山全体が赤くなっているわけで、初めてああいふ光景を見たんですが、一般の人が見ると、こっちにもいろいろ溶岩なり流れてくるんじゃないかというような、多分大抵の方が心配されたんだろーというふうに思います。一斉にどこも電気がつき出すし、車が動き出すんですよ。夜中の2時半から3時半ごろにかけて。ずっとそういう状況が続くものですから、一応家から見るのもですけど、一たん車で外に出て、ちょっと見えやすいところに出てみたら、どんどん車が山に近づくんですよ、皆さん、見る場所をですね。どんどん近づいていって、より近いのを写真に撮りたい、近づきたいということになるんでしょうけど、家に帰って防災マップがありましたので、ここで見ると、新燃岳から直線で2キロにしたときに、ちょうど夷守台というあの周辺が入るということになってましたので、夷守台までは2キロ以内は入ったらだめですから、そこまでは車で登れるということに今度は逆になりますから、多分、どんどん車が動き出しま

したので、山に逆に人間の心理として離れればいいのに近づきたいという、それを近くで見たいという状況があるのかなという感じがしたものですから、だから2キロの入山禁止ということなんでしょけれど、やっぱりある程度のところで、これから先はというのは多分一般の行政でもできないのかなと思いますので、警察のほうと連携をとっていただいて、できれば登らせないというような、道路って何本もはないのですので、そういうような対策をとられたほうがよかったんじゃないかなという気がしました。今後、その防災マップを見ると、噴火をした場合、熱風がどういう方向に流れますよというのが防災マップに書いてありましたので、それを見ると、高原町、いろいろ尾根もある関係でしょうけれど、高原町の狭野地域には熱波が来るといような、そういう地図になっていましたので、そういうのを考えると、噴火をどんどんしているわけですから、それで山に近づくというのは自殺行為だなという感じがしたものですから、やっぱりそういうところも、今回はされなかったと思いますので、やっぱりそういうところも対策会議なりではやっていただいたほうがいいのかなというふうに思いました。

それともう一つは、先ほどからテレビの話が出ますが、自分も2時半ごろからずっとテレビを見るんですけども、やっぱりどこどこ地域に対しては、今の状況では大丈夫ですよというのが出ないんですよ。どこのチャンネルを見ても出ないものですから、やっぱりこれは何らかのそういった報道がないと、皆さん、不安になるんじゃないかなということは感じたところでありましたから、そこについては、何かあればお聞かせいただきたいと思います。なければいいですけど。

○中野委員 今の繰り返しになるんですが、昼は噴煙、夜は火柱で、本当に不安というか怖い思いはしました。それで、メディアの報道の仕方ですよ、警察も云々という話がありましたが、実際は気象庁と警察もネットワークが組んであって、气象台から情報をとられているのかということと、それと同じように、メディアも気象庁といつも連携をとって、そこからの情報をもっていろいろ報道されていると思うのですよね。それで、恐らく3時半ごろから私は気づいて、噴煙を見て、ここの県の危機管理局にどうなるのということでしたんですが、正直言って、余り真剣でなかったという気がしました。テレビをかけたけれども、何も情報は流れない。それで、その時点はレベル2なんですよ。恐らく私は6時のニュースでちょっと見たら、レベル3に6時過ぎになったということで字幕が出ましたよね。だから、その一番怖い思いをするときの情報がテレビから報道されない。字幕も出ないということで、气象台のレベル3のやり方が遅かったんじゃないかなと。それでレベル3にならないものをメディアの人たちが報道するはずがないと、そういう気がしたんですよ。その分だけ、私はえびの市しかいませんでしたが、みんな立ちどまって霧島のほうを見て、見た人が何か不安げな見方をしたり、さっき言ったように、もっと見えるところに車で移動したり、そういう光景があったんですよ。だから、さっきはえびの高原からの登山口の話と、高千穂河原のことと管轄の話をちょっとしましたが、どうも僕はレベル3でも何か物足りない気がしたので、そういう質問をしたんですけども、もっとこういう場合には、初めて霧島がああいう噴火をするというのは全く想定していないものだから、本当に驚いたんですよ。だから、

初めてのことから、もっとメディアも報道すべきじゃなかったのかなど。あるいは、気象台ももっと真剣に報道して、県民の安心のために一役買ってほしかったなという気がしてならないですね。だから、今後どんなふうに噴火が来て、もう一回来て、2回目はああそんなものかなということになりますけれども、きのうはそういう意味で、どうもメディアの人たちもいまいちだったなど。それと気象台が、気象台から見れば専門家が判断することだから、これはレベル2、レベル3に仕方のスピードの問題と、レベル3であっても、余り気象台としては慌てないというか、そのことがかえって報道されなかったんじゃないかなという気がしたんですよ。今のはそういう一つの話として言いましたが、要は警察も気象台との情報で動かれているのかということと、わかっていれば、報道と似たようなことはわかりませんよね。そのことをお尋ねします。

○**中原警備部長** まず1点目、気象台との情報交換会議は、警察本部やっております。昨日も、昨夜やっております。それと知事部局の危機管理課、こことの連携もしております。

それから、もう1点、メディアの活用のございますけれども、これは一次的にはよその役所のございますので、警察が第一次的に火山情報等をメディアにお願いして県民にお知らせするというのはないというふうに思っておりますが、当然ほかの役所から出る話だと、メディアにはお願いされる話じゃないかなというふうに感じております。それと、別に防犯防災ネットワークというのがあって、防犯情報とか防災ネットワークで情報が出ますので、それで契約されている方は、携帯にそういう情報は自動的に入ろうかと思っております。

○**中野委員** 国民保護法という法律がありますよね。あれが5～6年前にできて、その対応やら訓練やらが順次あると思うのですが、あれは、万が一のことでの法律だと思うのですが、自然災害も、例えば巨大噴火とか巨大地震という場合も対応するんですがね。

○**中原警備部長** 基本的には災害は災害対策基本法という法律で仕事していくというふうに考えております。

○**満行委員長** よろしいでしょうか。

では、ないようですので、以上をもちまして警察本部を終了いたします。執行部の皆様、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時44分休憩

午前11時50分再開

○**満行委員長** 委員会を再開します。

その他何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**満行委員長** 何もないですので、以上で委員会を終わります。

午前11時50分閉会